

## II 政党交付金の交付の対象となる政党

1 政党交付金の交付の対象になる政党は、次のうちいずれかに該当する政治団体とされていません。

- (1) 衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの
- (2) 衆議院議員又は参議院議員を有し、かつ、次のいずれかの選挙において全国を通じた得票率が2%以上であるもの

前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選挙  
前回の衆議院議員総選挙における比例代表選挙  
前回又は前々回の参議院議員通常選挙における比例代表選挙  
前回又は前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選挙

2 1の要件を満たす政党はIVにより総務大臣に届出を行うことができますが、実際に政党交付金の交付を受けるに当たっては、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」の規定に基づいて法人となっていることが必要であり、その旨を証する登記簿の謄本又は抄本を政党交付金の請求書に添付しなければなりません。

### 政党の法人格の取得

「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」により、1の要件を満たす政党は、中央選挙管理会に届出をし、その確認を受け、主たる事務所の所在地で登記することにより、法人とすることができます。